

# 県立学校におけるインターネット運営に係るガイドライン

平成10年4月 1日制定

平成14年1月21日改正

平成17年5月14日改正

## 1 目的

このガイドラインは、県立学校におけるインターネット等ネットワーク（以下、インターネットという）を利用した教育活動の展開に関して必要な事項を指針として示すものである。

## 2 インターネット利用に係る個人情報保護の基本的な考え方

インターネットを教育活動において活用するにあたっては、「個人情報の保護に関する条例」に基づき、幼児児童生徒（以下、生徒）及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、インターネットを利用することにより情報を積極的に利用するための基礎的な能力の育成や、情報収集による教育方法の改善・充実を図るといった目的にのみ利用し、当該目的以外の利用及び提供は行わないものとする。

## 3 発信する個人情報の扱い

### (1) 基本的な考え方

インターネットを利用して個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が認識又は識別され得るものをいう。以下同じ）を発信する場合には、「県ホームページにおける個人情報の掲載基準」（平成17年4月25日決定）に基づき、慎重な取扱いをするとともに個人情報の保護に配慮するものとする。

義務教育を修了していない者、及び盲・聾・養護学校高等部の生徒のうちインターネットを通じて情報を発信する目的や発信したことによる影響について本人が理解できないと考えられる場合は、親権者の同意に基づいて行うものとする。個人情報の発信に当たっては、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要であると校長が認める場合に限ることとし、個人の権利利益の侵害の防止を図るものとする。

### (2) 範囲と扱い方

#### ア 写真

本人又は親権者の同意を得た場合は掲載することができることとするが、インターネットの利用の目的を踏まえて、その写真を掲載することの必要性について十分吟味すること。

同意を得ることができない場合は、集合写真や後ろから撮影したものを使用し、個人が特定できないようにする。

#### イ 氏名

氏名（姓名）については、原則として掲載しないこととする。

情報交流等の目的のため発言者、作成者等を区別する必要がある場合には、ペンネームや通称を用いるなど、原則として個人が特定できないように工夫する。

既発表の審議会等の委員等、表彰の被表彰者、教職員の異動等で、氏名を紹介するこ

とによりその効果をあげ得ると考えられる場合には、姓又は姓名を掲載してもよい。

#### ウ 作品

生徒の作品については、教育活動の過程において作成、制作されたものについて、インターネットの教育利用の目的を達成するために必要がある場合には、本人又は親権者の同意を得て掲載することができるものとする。

#### エ 意見等の表明

教職員や生徒等の意見等で表明者が特定できなければ、教育上の効果をあげることができないと考えられる場合を除いては、意見等の表明者が特定できないようにする。

#### オ 住所（居住地）

教職員や生徒の住所の表示については、本人及び親権者の同意を得た場合でも〇〇市〇〇町あるいは〇〇郡〇〇町までとするなど、居住地が特定できないよう配慮する。

#### カ 国籍

掲載しない。ただし、国際交流事業等で国を紹介することが要素となっている場合は、国名を掲載することができる。

#### キ 身体の状態

(ア) スポーツの記録については、本人又は親権者の同意に基づいて掲載することができる。

(イ) その他の身体の状態（病歴、身長、体重、血液型等）については、掲載しない。

(ウ) 障害者における障害の種類、障害の程度及び症状、障害のための援助等を掲載する場合は、本人又は親権者の同意を得ることはもちろんのこと、掲載することによる影響を十分配慮して取り扱う。

#### ク 略歴

講師や被表彰者等を紹介する場合で、必要な場合に限り、最小限掲載することができる。その他については掲載しない。

#### ケ 所属

生徒の学校名・学年・組・番号・所属クラブ等、教職員の学校名・役職・学年・学級担任・教科・クラブ顧問・事務分掌等については、必要性を吟味したうえで、本人又は親権者の同意を得た場合に掲載できることとするが、必要最小限に止める。

#### コ その他

生年月日・家族関係・趣味・特技・宗教等については、原則として掲載しない。

同意を得て掲載する場合であっても、必要性を吟味し、最小限に止める。

### 4 著作権の保護

生徒や教職員の著作物及び第三者の著作物をインターネットで発信する場合、原則として著作権者の許諾を得た上で、これを行うものとし、著作権法に則して取り扱うものとする。

また、インターネットを利用して収集した情報については、著作権法及び関連法規を遵守し、適正な利用を行う。

### 5 ウェブアクセシビリティの確保

ホームページを作成、発信するに当たっては、「ユニバーサルデザインに配慮したホームペ

ージ作成ガイドライン」に基づき、「ユニバーサル社会」の実現に向けた取組としてウェブアクセシビリティの確保に配慮するものとする。

## 6 不要となった個人情報の廃棄

インターネットの教育活用の目的を達成するために使用された個人情報は、その目的が達成された時点で確実に廃棄しなければならない。

また、ホームページ等に記載された個人情報にあつては、原則として年度末に廃棄又は更新するものとする。

## 7 受信した個人情報の目的外利用の禁止

インターネットを利用して収集した情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

## 8 安全保護への対応

### (1) 生徒への指導

生徒がインターネットを利用する場合には、必ず教職員の指導のもとで行うものとし、利用に当たっては、次に掲げる点について指導するものとする。

ア プライバシー、個人情報、著作権保護等への配慮を行うなど、インターネット利用上のモラルに関すること。

イ インターネットの特性を考慮した有害情報の取扱い等倫理教育に関すること。

ウ その他利用に当たっての管理及び機密保護に関すること。

### (2) 校内での対応

#### ア 取扱い責任者の設置

校長は、システムの適正な運営や、インターネットの利用の適正を図り、生徒及び関係者の個人情報保護、校内システムの管理及び機密保護に努めるため、校内に規程を定めるとともに、取扱い責任者を置くものとする。

#### イ 取扱い責任者の任務

(ア) パスワードの定期的な変更やパスワード管理の適切な指導助言を行い、パスワード、IDの不正使用や漏洩の防止に努める。

(イ) パスワードの漏洩事故等が発生した場合には、個人情報保護の措置を講じるとともに、漏洩の原因を追求し、漏洩事故の再発を防止する。

(ウ) 定期的に利用状況を把握し、使用状況の記録及び監視を行う。

(エ) 成績処理等の個人情報がネットワークを経由して外部に漏洩しないよう適切なシステムの運営を行う。

#### ウ インターネット運営に係る校内組織の設置

校長は、インターネットの教育上の利用に関し、必要に応じてその適正な利用を図ることを目的として、校内にインターネット運営に係る事項を協議する組織を置くなどして組織的な運営に努める。

### (3) 研 修

校長は、教職員に対し、次の内容について、インターネット利用の際の指導に係る研修

等を積極的に実施するとともに、校外における研修会等に参加させ、インターネットの適正な利用に努めるものとする。

ア 「個人情報の保護に関する条例」の内容に関すること。

イ インターネット利用におけるプライバシー・個人情報、著作権等の保護に関すること。

ウ インターネット利用に関する倫理教育に関すること。

エ インターネットを教育に利用するに当たって必要な管理、機密保護に関すること。

## 9 個人に関する情報を発信する場合の手続き

(1) 校長は、ホームページから情報発信をするに当たり、その発信内容に「個人に関する情報」が含まれている場合、教育委員会事務局企画調整担当課長に、発信するファイルの写し及び「ホームページ発信連絡票」（別紙様式）を提出する。

「個人に関する情報」とは、個人の名前、住所、健康状態、学歴、職業、所属など、個人の属性を示すすべての情報をいい、特定の個人が識別されない場合も含む。具体的には、個人が写っている写真で個人が識別できないよう画像処理を行ったもの、会議録や個人の意見を掲載した情報で、発信者の氏名等を削除したものを含む。

なお、「個人情報」とは、「個人に関する情報」のうち、特定の個人が識別できるものをいう。

(2) 提出を受けた教育委員会事務局企画調整担当課長は、発信するファイルの写し及び「ホームページ連絡票」について内容を確認のうえ承認する。ただし、修正等が必要な場合、教育委員会事務局企画調整担当課長は校長と協議するものとする。

## 10 その他

(1) 教職員個人がインターネットに加入し、個人的に開設したホームページに生徒及び関係者の個人情報を掲載してはならない。

(2) リンク等による情報の掲載について

ア リンクにより個人情報を扱うときは、このガイドラインの定めによる。

イ 営利を目的とした相手とリンクをしてはならない。

ウ 情報を提供した場合において、謝礼等の金品等を受け取ってはならない。

(3) インターネットの教育利用に係る必要な事項のうち、このガイドラインに示されていないものについては、当該県立学校長と教育委員会事務局関係各課室、教育関係機関との協議によるものとする。

(注) 9の「教育委員会事務局企画調整担当課長」については、「教育委員会事務局教育企画課長」と読み替える。

### ホームページ発信連絡票

平成 年 月 日

ホームページの管理者 *学校名・学校長名	
発信する内容  *タイトル・内容の概要等を記載する。発信する予定のページをプリントアウトしたものの添付も可	
発信する年月日	平成 年 月 日
備 考	

\*個人に関する情報を発信しようとする場合のみ、提出してください。